



# 第 162 回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2024年6月27日（木曜日）  
午前10時

## 場所

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地  
当社本社 講堂  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)



美濃窯業株式会社  
MINO CERAMIC CO.,LTD.

証券コード：5356

# 最高の品質こそ最大のサービス

これが美濃窯業を支える企業ポリシーです。

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第162回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役社長

太田滋俊



## 美濃窯業グループの品質方針

1. 私たちはお客様に最高の品質を最大のサービスとして提供します。
2. 私たちは最高の品質を提供するために、製品や社内の仕組みを継続的に改善してゆきます。

### 「最高の品質」とは

1. 感動を与える品質
2. 期待以上の価値
3. 一番初めに選ばれる

株主各位

証券コード 5356

2024年6月6日

(電子提供措置の開始日2024年5月31日)

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地

**美濃窯業株式会社**

代表取締役社長 **太田 滋俊**

## 第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.mino-ceramic.co.jp/ir/library/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コード(5356)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5356/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時00分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

- 1 日 時** 2024年6月27日（木曜日）午前10時
- 2 場 所** 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地  
当社本社 講堂
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第162期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第162期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4 招集にあたっての決定事項

書面（郵送）より議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  2. 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際して監査等委員会及び会計監査人が監査を実施した対象の一部であります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	おおた しげとし 太田 滋俊 (1951年12月12日生)	1980年4月 当社入社 1987年6月 当社取締役 1989年6月 当社常務取締役 1993年6月 当社専務取締役 1999年6月 当社代表取締役社長（現任） 2000年1月 株式会社ビョーブライト（現美濃窯業株式会社）代表取締役社長 2000年6月 ミノセラミックス商事株式会社（現美濃窯業株式会社）代表取締役社長 2004年6月 美州興産株式会社代表取締役社長（現任） 2005年9月 日本セラミックエンジニアリング株式会社（現美濃窯業株式会社）代表取締役社長 2021年10月 岩佐機械工業株式会社代表取締役社長（現任）	58株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	なかしま まさや 中島 正也 (1953年3月16日生)	1976年 4月 当社入社 2003年 5月 執行役員 プラント部長補佐 2006年 6月 常務執行役員 プラント部長補佐 2010年 6月 当社取締役 常務執行役員 営業部・プラント部管掌 2015年 3月 当社取締役 常務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当 2015年 6月 当社取締役 専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当 2022年 4月 当社取締役 専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部・マテリアル事業部・資材課 担当（現任）	41,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	はせがわ いくお 長谷川 郁夫 (1965年3月7日生)	1988年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2012年 4月 同行西船橋支店長 2014年 4月 当社管理担当部門長 2015年 3月 管理担当部門長兼総務人事部長 2015年 6月 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 2016年 6月 当社取締役 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 2017年 6月 当社取締役 執行役員 管理部門担当、総務人事部長 兼経営企画担当 2021年 6月 当社取締役 執行役員 管理本部長兼総務人事部長 2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長兼総務人事部長（現任）	6,200株



候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 再任	いしかわ ゆたか <b>石川 豊</b> (1959年11月7日生)	1985年 4月 当社入社 2015年 6月 執行役員 プラント部長 2016年10月 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当 兼RE生産部長 2017年 1月 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当 兼RE生産部長 兼亀崎工場長 2017年 6月 当社取締役 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当兼RE生産部長 兼亀崎工場長 2021年 6月 当社取締役 執行役員 RE事業部長兼RE生産部長 2022年 4月 当社取締役 執行役員 RE事業部長 2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 RE事業部長 2024年 4月 当社取締役 常務執行役員 RE事業部長 兼四日市工場長（現任）	7,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 再任	おおしま たかふみ <b>大島 崇文</b> (1954年1月30日生)	1979年 4月 日本特殊陶業株式会社入社 2007年 6月 同社取締役 2009年 6月 同社常務取締役 2011年 6月 同社専務取締役 2013年 6月 同社代表取締役副社長 2016年 6月 同社代表取締役副社長退任 2019年 6月 当社社外取締役（現任）	3,400株

【選任理由及び期待される役割の概要】

大島崇文氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上場会社の代表取締役副社長としての経験をもち、企業経営における豊富な経験や見識を活かし、外部的視点から社業全般に関して監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与頂く予定です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 再任	さとう まこと 佐藤 誠 (1960年2月15日生)	1983年4月 丸紅株式会社入社 2010年4月 同社 地球環境プロジェクト部長 2012年4月 同社 資源重機プラント部長 2013年4月 丸紅ベネズエラ会社社長 2016年4月 丸紅イラン会社社長 2018年4月 丸紅株式会社 執行役員中東総括（ドバイ駐在） 2020年4月 同社 理事 2022年6月 当社社外取締役（現任）	1,000株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐藤誠氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして特に当社の経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大島崇文氏及び佐藤誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大島崇文氏及び佐藤誠氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大島崇文氏が5年、佐藤誠氏が2年となります。
4. 当社は、大島崇文氏及び佐藤誠氏の間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、大島崇文氏及び佐藤誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。



## 第2号議案

# 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である小林宏明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
<p>こばやし ひろあき <b>小林 宏明</b> (1951年6月8日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1976年4月 エスエス製薬株式会社入社 1994年1月 同社医薬部長 2001年6月 同社執行役員統括部長 2007年4月 総務省中部管区行政評価局参与 2013年4月 鳥取県庁名古屋事務所参与 2016年4月 名古屋市老年大学非常勤講師（現任） 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年4月 株式会社パーソナック（現株式会社パリパスグループ）社外取締役（現任） 2023年10月 愛知東邦大学非常勤講師（現任）</p>	6,700株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>小林宏明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はエスエス製薬株式会社での長きにわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、引き続き当該知見を活かして経営全般の監視と有効な助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由より社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林宏明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小林宏明氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、小林宏明氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、小林宏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

**第3号議案****補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かわむら よしあき <b>川村 喜明</b> (1955年5月20日生)	1982年3月 税理士登録 1990年9月 司法書士登録 1991年1月 川村喜明税理士・司法書士事務所開設 2006年6月 当社監査役就任 2014年6月 当社監査役退任 2014年6月 当社補欠監査役就任 2017年6月 当社補欠監査役退任 2022年6月 当社補欠社外取締役（監査等委員）（現任）	一株
<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 川村喜明氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が就任した場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川村喜明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 川村喜明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。川村喜明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考)

氏名	役職	企業経営	業界知見	国際性	営業	製造	研究開発	財務会計	法務 コンプライアンス
太田 滋俊	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		●
中島 正也	取締役専務執行役員	●	●	●	●	●	●		
長谷川 郁夫	取締役常務執行役員	●						●	●
石川 豊	取締役常務執行役員	●	●		●	●			
大島 崇文	社外取締役	●	●			●	●		
佐藤 誠	社外取締役	●		●					●
山田 俊彦	取締役常勤監査等委員	●	●		●	●			●
澁谷 英司	社外取締役監査等委員	●						●	●
小林 宏明	社外取締役監査等委員	●			●				●

(添付書類)

## 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ① 全般的事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行や高水準の企業収益を背景とした堅調な設備投資により、景気は緩やかに回復しております。一方、ロシア・ウクライナ問題や中東情勢に起因した地政学的リスクの悪化、原油高・円安進行による物価高など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、セメント業界向けを中心とする耐火物事業については、人手不足や資材高騰を受けた建設現場の工事の遅れにより、セメントの国内生産量が2022年7月以降20か月連続で前年同月を下回る厳しい環境の中、原燃料価格上昇分の販売価格への転嫁や市場シェアの拡大、新市場開拓に取り組んだ結果、売上高は前年度をわずかに上回る結果となりました。利益面では価格改定に取り組んだ他、生産設備の改善や生産性向上の効果により前年度を上回る結果となりました。

プラント事業については、工事部門は順調に推移しているものの、設備部門が半導体関連需要の低迷により顧客の設備投資が低調に推移した影響が大きく、売上高、利益ともに前年度を下回る結果となりました。

建材及び舗装用材事業については、主要顧客の一つである鉄道各社の業績の回復に伴う設備投資の増加に加えて各種製品の価格改定により、売上高、利益ともに前年度を上回る結果となりました。

不動産賃貸事業については、テナントの入れ替えや修繕費の増加等の影響があり、売上高、利益ともに前年度を若干下回る結果となりました。

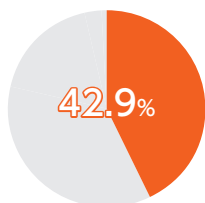
以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は14,159百万円（前期比3.1%減）、営業利益は1,352百万円（前期比3.0%減）、経常利益は1,469百万円（前期比3.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,054百万円（前期比1.6%減）となりました。

## ②セグメント別の状況

セグメント別の業績は次のとおりであります。

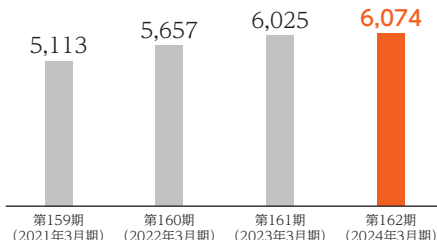
### 耐火物事業

売上高構成比



売上高

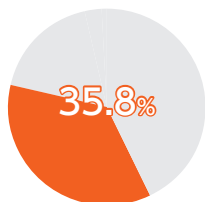
(単位：百万円)



耐火物事業につきましては、当連結会計年度の売上高は6,074百万円（前期比0.8%増）、セグメント利益は250百万円（前期比77.6%増）となりました。

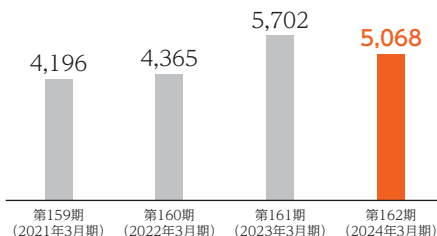
### プラント事業

売上高構成比



売上高

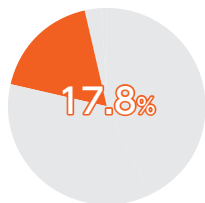
(単位：百万円)



プラント事業につきましては、当連結会計年度の売上高は5,068百万円（前期比11.1%減）、セグメント利益は706百万円（前期比22.5%減）となりました。

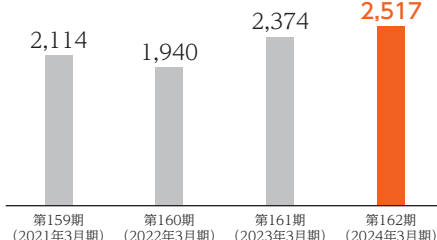
### 建材及び舗装用材事業

売上高構成比



売上高

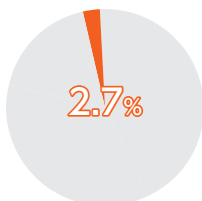
(単位：百万円)



建材及び舗装用材事業につきましては、当連結会計年度の売上高は2,517百万円（前期比6.0%増）、セグメント利益は190百万円（前期比50.3%増）となりました。

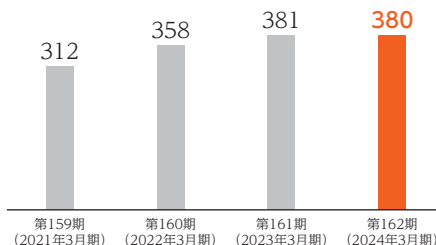
## 不動産賃貸事業

### 売上高構成比



### 売上高

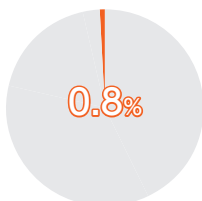
(単位：百万円)



不動産賃貸事業につきましては、当連結会計年度の売上高は380百万円（前期比0.3%減）、セグメント利益は177百万円（前期比5.1%減）となりました。

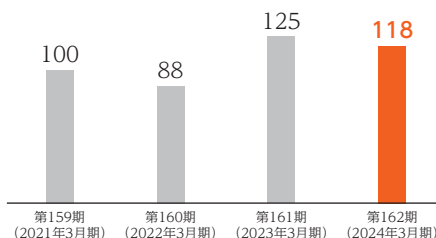
## その他の事業

### 売上高構成比



### 売上高

(単位：百万円)



主に外注品等を販売する事業であり、当連結会計年度の売上高は118百万円（前期比5.0%減）、セグメント利益は24百万円（前期比0.3%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当社グループは、生産能力向上のための設備拡充を重点的に行い、当連結会計年度の設備投資総額は377百万円となりました。

主な内訳は、当社瑞浪工場の2m<sup>3</sup>高温シャトルキルン高温化改造42百万円、当社山岡工場の乾燥炉更新38百万円であります。

### (3) 資金調達状況

当連結会計年度においては、既発行社債の満期償還に伴う新規の社債発行200百万円があるものの、経常的な資金調達であり、増資等はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、雇用所得環境の改善が続く中、減税の効果もあり民間消費の回復が期待されること、及び高水準の企業収益を背景とした設備投資が堅調に推移することから、国内需要を中心として景気の回復基調が維持されることが予想されます。

一方、世界経済は、労働市場や個人消費の減速などによる米国経済の景気減速、不動産不況による中国経済の景気低迷、ロシア・ウクライナや中東情勢に起因した地政学的リスクの悪化、資源価格の変動、米国大統領選挙の行方など、依然として不透明な環境が続くと予想されます。

このような状況の中、当社グループの対処すべき事業上の課題としましては、第一に、これら内外の環境変化から受ける影響を極力低減し経営の安定化を図るとともに、中期経営計画「MINOトランスフォーメーション・プラン2025」の最終年度計画を確実に達成することで、企業体質の更なる強化と継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

第二に「耐火物事業」においては、国内のセメント生産量が漸減する中、国内の耐火物事業のリスク要因の一つである耐火物原料と重油等の燃料の大幅な価格の変動が予想されます。調達先の多角化やLNG燃料への転換等により、引き続き原燃料の安定的な確保に努力するとともに、原燃料価格の高騰分の価格転嫁についても顧客の理解を得ながら粘り強く進めてまいります。その他、セメント・石灰及びその他分野での技術開発と販売拡大に積極的に取り組むことで技術・価格面で他社との差別化を図ります。また、生産体制の再構築、輸出入による海外関連取引の拡大、高機能・高品質製品と製造・技術・販売の一体サービスの提供及び競争力のある製品と新市場開拓に注力するとともに、顧客満足の向上に努めてまいります。

第三に「プラント事業」においては、設備部門の主力製品のひとつであるセラミックス焼成用工業炉の需要が半導体需要に応じて変動する中、最大70%程度のCO2排出量を抑制できる地球環境への負荷軽減に役立つ次世代型工業炉を開発するなど、顧客の各種ニーズに対応した新製品の開発・販売を積極的に推し進めるとともに、岩佐機械工業株式会社とのシナジー効果を高め、需要の平準化を図ってまいります。また、工事部門では、2024年度問題への対策や作業員確保に努め、新市場及び新規顧客の開拓、適宜の資材調達に努め納期の確実性を高めてまいります。

第四に「建材及び舗装用材事業」においては、鉄道や道路等のインフラ産業のコロナ禍からの正常化に伴い設備



投資が再開される中、セラミックス系道路舗装材料とその材料を利用した機能性舗装工事の安定的な受注を確保するとともに、各種製品の価格改定、遮熱舗装用骨材、電化道路用骨材、路面補修材などの環境保全に寄与する成長性のある製品の開発及び新工法の開発に注力し、新規顧客開拓や新たな販売チャネルの開発に積極的に取り組んでまいります。

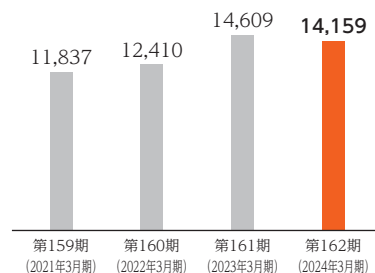
各事業においてこれらの戦略の確実な実現に努め、従来の顧客基盤を守りつつ、新たな収益基盤の構築を図るべく、当社グループの総合力を結集して取り組んでまいります。

## **(5) その他の重要な企業結合の状況**

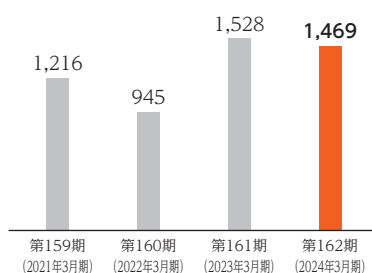
該当事項はありません。

## (6) 財産及び損益の状況

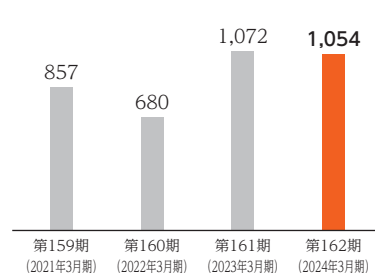
売上高 (単位：百万円)



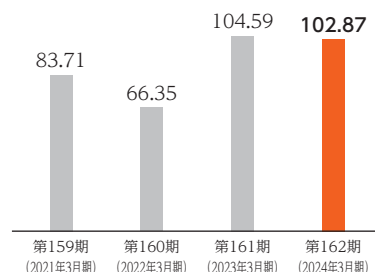
経常利益 (単位：百万円)



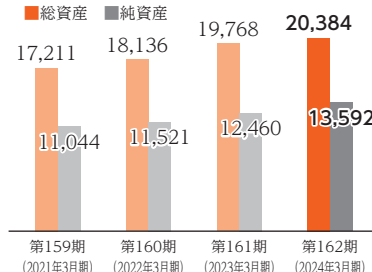
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



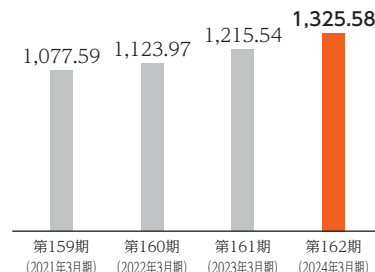
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
売上高	11,837	12,410	14,609	14,159
経常利益	1,216	945	1,528	1,469
親会社株主に帰属する当期純利益	857	680	1,072	1,054
1株当たり当期純利益	83円71銭	66円35銭	104円59銭	102円87銭
純資産	11,044	11,521	12,460	13,592
総資産	17,211	18,136	19,768	20,384
1株当たり純資産	1,077円59銭	1,123円97銭	1,215円54銭	1,325円58銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び「従業員株式給付信託(J-E SOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

2020年度は、耐火物事業については、セメントの国内生産量が2年連続でマイナスになる中、価格競争の激化、設備投資に伴う減価償却負担の影響もあり売上高、利益ともに減少しました。プラント事業については、設備投資環境が低調に推移する中、企業収益の悪化や設備投資計画の延期等の影響もあり、売上高、利益ともに減少しました。以上の結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに減益となりました。

2021年度は、耐火物事業については、セメントの国内生産量が前年度並みで推移する中、売上高は増加しましたが、原燃料価格の高騰と価格競争の激化により利益は大幅に減少しました。プラント事業については、受注は大幅に増加したものの売上高は微増に留まり、外注コスト等の増加により利益面では前年度を下回りました。以上の結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに減益となりました。

2022年度は、耐火物事業については、セメントの国内生産量が8か月連続で前年同月を下回る中、原燃料価格上昇分の販売価格への転嫁及び各種コストダウンに取り組みましたが、依然として販売価格への転嫁が原燃料価格の高騰に追い付かず、売上高は前年度を上回ったものの、利益は前年度を下回る結果となりました。プラント事業については、当社の主要顧客の設備投資環境が回復し、受注が堅調に推移していることに加え、2021年10月に買収した岩佐機械工業株式会社の売上高と利益が通期分加算されたこともあり、売上高、利益ともに前年度を大幅に上回る結果となりました。以上の結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2023年度は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (7) 主要な事業セグメント (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成され、耐火煉瓦の製造・販売を基礎として産業向け耐火物の製造販売、セラミックス分野を始めとするプラントの設計・施工、建築材料及び舗装用材の販売等の事業を展開しております。当社グループにおける各事業と各社の位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

耐火物事業…………… 当社は耐火煉瓦、不定形耐火物、その他耐火材料の製造、販売を行っております。

プラント事業…………… 当社及び岩佐機械工業株式会社が設計、製造、施工及び販売を行っております。

建材及び舗装用材事業… 美州興産株式会社が材料の販売及び施工を行っており、この素材の一部分の舗装用材及び加工製品を当社が製造供給しております。

不動産賃貸事業…………… 当社はオフィスビル及び住宅等を賃貸しております。

その他…………… 主に当社が外注品等を販売しております。

## (8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2024年3月31日現在）

### ① 当社

本社	岐阜県瑞浪市
本社事務所	愛知県名古屋市
営業所	東京営業所(東京都千代田区)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、九州営業所(福岡県北九州市)
工場	亀崎工場(愛知県半田市)、瑞浪工場(岐阜県瑞浪市)、四日市工場(三重県四日市市)、山岡工場(岐阜県恵那市)
プラント部	岐阜県瑞浪市
技術研究所	愛知県半田市

### ② 重要な子会社

美州興産株式会社	本社	愛知県名古屋市
	営業所	東京都北区、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、長野県松本市
	工場	愛知県半田市、岐阜県土岐市
岩佐機械工業株式会社	本社	東京都中央区

### ③ 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
耐火物事業	162(8)
プラント事業	71(-)
建材及び舗装用材事業	51(-)
不動産賃貸事業	1(-)
全社共通	46(2)
合 計	331(10)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
美州興産株式会社	30	100.0	建材及び舗装用材事業
岩佐機械工業株式会社	40	100.0	プラント事業

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	百万円 400
株式会社十六銀行	180

## 2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

### (1) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
太田事務所株式会社	708,100	6.66
太平洋セメント株式会社	510,666	4.80
吉野友裕	487,900	4.59
株式会社みずほ銀行	465,000	4.37
株式会社十六銀行	400,000	3.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	382,200	3.59
株式会社名古屋銀行	360,000	3.38
株式会社大垣共立銀行	360,000	3.38
美濃窯業従業員持株会	326,270	3.07
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	300,000	2.82

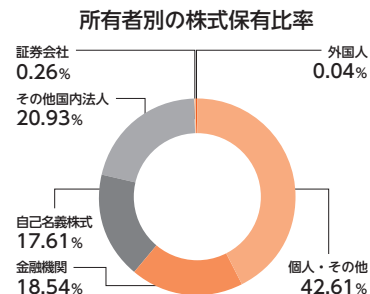
- (注) 1. 当社は、自己株式を2,273,689株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 太田事務所株式会社は、当社代表取締役社長である太田滋俊及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。
4. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) は、「役員株式給付信託 (BBT)」制度及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度に係る信託財産の委託先であります。なお、上記委託先が保有している当社株式 (382,200株) は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率の算定上控除しておりません。

## (2) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 31,960,000株
- ② 発行済株式の総数 10,636,139株  
(自己株式2,273,689株を除く。)
- ③ 株主数 2,207名
- ④ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	-	-
社外取締役（監査等委員を除く）	-	-
取締役（監査等委員）	-	-

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。





### 3 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	太田 滋 俊	美州興産株式会社 代表取締役社長 岩佐機械工業株式会社 代表取締役社長
取締役	中島 正 也	専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部・マテリアル事業部・資材課担当
取締役	長谷川 郁 夫	常務執行役員 管理本部長兼総務人事部長
取締役	石川 豊	常務執行役員 RE事業部長
取締役	大島 崇 文	
取締役	佐藤 誠	
取締役 (監査等委員・常勤)	山田 俊 彦	
取締役 (監査等委員)	澁谷 英 司	澁谷英司公認会計士事務所所長 トランコム株式会社 社外取締役（監査等委員） サンメッセ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社J-MAX 社外監査役
取締役 (監査等委員)	小林 宏 明	名古屋市高年大学非常勤講師 株式会社パリパスグループ 社外取締役 愛知東邦大学非常勤講師

- (注) 1. 取締役大島崇文氏及び佐藤誠氏並びに取締役(監査等委員)澁谷英司氏及び小林宏明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役大島崇文氏は、上場会社の代表取締役副社長としての経験を持ち、企業経営における豊富な経験や見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。  
取締役佐藤誠氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。  
取締役(監査等委員)澁谷英司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
取締役(監査等委員)小林宏明氏は、行政機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山田俊彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役大島崇文氏及び佐藤誠氏並びに社外取締役（監査等委員）澁谷英司氏及び小林宏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. (9) 重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、社外取締役、監査等委員、執行役員及び管理職従業員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 取締役の報酬等

### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。

取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、(1) 中長期的な企業価値の向上と、その実現を担う有能な人材を確保、維持できる報酬水準であること、(2) 取締役それぞれに求められる役割と責任に応じたものであることを念頭に、報酬の体系と金額を決定します。

#### b. 取締役に対する報酬の体系と水準

当社の取締役の報酬は、(1) 月例の基本報酬（基本給）、(2) 事業年度につき2回の業績連動報酬（役員賞与）、(3) 事業年度の業績に応じた業績連動報酬（株式給付信託）の3種類とし、各々の報酬は基本方針に相応しい水準とするように公正かつ透明な手続きで決定します。

c. 基本報酬（基本給）の個人別報酬の額の決定に関する方針

月例の基本報酬は、役位、職責、同業種及び類似業種で同規模の他社水準、前年度の業績及び今年度の業績見込み、財務状況、従業員の給与水準などを総合的に勘案して決定します。

d. 業績連動報酬（役員賞与）である賞与の額の決定に関する方針

事業年度内の2回の業績連動報酬（役員賞与）は、前事業年度の連結営業利益に対する達成度合い、及び当事業年度の連結営業利益予想をそれぞれ同等に考慮した上で決定し、従業員の賞与の支給時期に支給します。

e. 業績連動報酬（株式給付信託）の付与株式数の決定に関する方針

取締役の報酬と会社の業績及び株式価値の連動性を明確にし、事業年度毎の業績向上を目的に株式を給付するものであり、その内容については、取締役会の決議を経て2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において導入が決議された「役員株式給付規程」に基づき運営しており、役員退任時に累計ポイント数に応じた株式を給付します。

業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託（BBT）」の概要は、以下のとおりであります。

<業績連動型株式報酬の算定方法>

業績連動型株式報酬制度は、事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定します。

その詳細は、以下のとおりであります。

1. 対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とし、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ・職務執行期間（前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日まで）中に在任していること
- ・株主総会決議において解任の決議をされていないこと、又は取締役等としての義務の違反があったことに起因した解任をされていないこと

2. 業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

当社普通株式及び金銭（以下、「当社株式等」という。）としております。

### 3. 業績連動型株式報酬の支給額等の算定方法

#### ① 付与ポイントの決定方法

##### (1) ポイント付与の時期

- A. 2023年6月29日開催の第161回定時株主総会の決議で許容される範囲において、毎年の定時株主総会開催日（B.に記載の場合の退任日と合わせて、以下「ポイント付与日」という。）現在における受給予定者に対して、前年の定時株主総会終結時から当年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務対象期間」という。）における役務の対価として同日にポイントを付与します。
- B. Aのほか、役員を退任するときは、当該退任直後の定時株主総会日にポイントを付与します。

##### (2) 報酬等と連動する業績評価指標

当社は持続的な利益成長を実現するため、これまでも取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬において、連結営業利益を指標として用いてきております。本制度においても、毎事業年度における連結営業利益の期初目標値に対する達成率を報酬等に連動する指標としております。

なお、当事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,300,000千円で、実績は1,352,247千円であります。また、翌事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,500,000千円であります。

##### (3) 付与するポイント数

- A. 職務執行期間において在任している場合に付与するポイント

次の算式により算出されるポイントとします。

（算式）

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 別表2に定める業績連動係数  
× 在任月数 ÷ 12か月

- B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント  
別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(別表1) 役位別ポイント数は、以下のとおりであります。

役位	役位別ポイント数
代表取締役社長	15,900ポイント
取締役 専務執行役員	10,600ポイント
取締役 常務執行役員	8,000ポイント
取締役 執行役員	5,300ポイント
執行役員	500ポイント

(別表2) 業績連動係数は、以下のとおりであります。

連結営業利益達成度	業績連動係数
150%以上	1.2
110%以上150%未満	1.1
80%超110%未満	1.0
50%以上80%以下	0.8
50%未満	0.0

## ② 支給する当社株式等

「1ポイント」＝「1株」として次の算式により算出される株式を給付します（単元未満株式を除く。）。単元未満株式相当分は金銭にて給付します。

## ③ 受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡した場合であって、当該受給予定者の遺族が取締役会で決定した「役員株式給付規程」で定める要件を満たした場合に、遺族に対し株式等を支給することとします。なお、この場合における支給は、以下の方法により遺族給付としてすべて金銭で支払うこととします。

### (1) 死亡時のポイント付与時期

受給予定者が職務執行期間中に死亡したときは、当該死亡日にポイントを付与し、当該死亡直後の定時株主総会にはポイントを付与しません。

### (2) 死亡時に付与するポイント数

A. 死亡日に付与するポイントは、次の算式により算出されるポイントとします。

(算式)

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 1.0 × 在任月数 ÷ 12か月

B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、死亡日に付与するポイント

別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(3) 遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×権利確定日における本株式の時価(※1)

(※1) 権利確定日は受給予定者の遺族が、当社の指定する書類を提出した日の属する月の末日とします。また、本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値又は気配値とし、当該日に終値又は気配値が公表されない場合にあっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

#### 4. 当事業年度における役位別の上限となるポイント数

当事業年度において算出される役位別の上限となるポイント数は、以下のとおりであります。

役位	上限となるポイント数
代表取締役社長	19,080ポイント
取締役 専務執行役員	12,720ポイント
取締役 常務執行役員	9,600ポイント
取締役 執行役員	6,360ポイント
執行役員	600ポイント

#### f. 基本報酬（基本給）、業績連動報酬（役員賞与）及び業績連動報酬（株式給付信託）の取締役の個人別の報酬の額に対する割合決定に関する方針

取締役の報酬は、役員報酬内規において役位別に規定された比率により算定した各取締役の報酬総額について、おおむね以下の割合となるよう種類別の報酬金額を決定し支給します。

基本報酬 (基本給)	業績連動報酬 (役員賞与)	業績連動報酬 (株式給付信託)
50%	35%	15%

※使用人兼務取締役の基本報酬（基本給）は、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めた割合であります。

#### g. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、下記ロに記載のとおり、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長太田滋俊に対し、各取締役の基本報酬（基本給）の額及び業績連動報酬（役員賞与）の額についての決定を委任しております。委任した理由は、代表取締役社長が経営の総合的見地から各取締役の所管する担当部門について評価を行うのに適していると判断したためであります。また、業績連動報酬（役員株式給付信託）については、役員株式給付規程の規定に基づいて算出された個人別ポイント数を付与するものとします。なお、監査等委員会より、当該報酬等の内容は妥当であるとの報告を受けております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	142,218	62,250	77,348	2,620	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	15,120	14,580	－	540	1
社外取締役 （監査等委員を除く）	9,803	9,453	－	350	2
社外取締役（監査等委員）	8,400	8,100	－	300	2

- (注) 1. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 業績連動報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会決議により導入した、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）を対象とする業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託（B B T）」の役員株式給付引当金が含まれております。  
 3. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を記載しております。なお、取締役の退職慰労金制度は2023年6月29日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって、廃止しております。

ニ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は2023年6月29日開催の第161回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）と決議いただいております。この報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。

また、同定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役）に対する報酬等の限度額を年額45,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。



2. 上記報酬枠とは別枠で、当社は2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象者とする業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託（BBT）」を導入しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

また、2023年6月29日開催の第161回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に給付する当社株式の取得の原資として、211,140千円（84,440ポイント）を上限とした金銭を信託に拠出すること及び1事業年度当たりのポイント数の合計を、84,440ポイントを上限とすることを決議いただいております。この「役員株式給付信託（BBT）」は2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）分として、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに211,140千円を上限として当該株式給付信託への追加拠出を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。

3. 2023年6月29日開催の第161回定時株主総会において、取締役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴い打切り支給することを決議いただいております。支給の時期につきましては、各取締役の退任時となります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。

ホ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況については「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

### ②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

### ③当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大島崇文	当事業年度において開催された取締役会13回の全てに、社外取締役として出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、経営上の問題点を指摘するとともに将来的な事業戦略について積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役 佐藤誠	当事業年度において開催された取締役会13回のうち、社外取締役として12回出席し、主に企業経営の豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を行っております。 また、当事業年度において開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回のうち1回に出席し、経営上の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 澁谷英司	当事業年度において開催された取締役会13回の全てに、取締役監査等委員として出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、種々の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小林宏明	当事業年度において開催された取締役会13回の全てに、取締役監査等委員として出席し、主に行政機関における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営執行等の適正性について有益な提案や発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談2回の全てに出席し、経営全般の監視と有効な助言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 当社及び当社グループ（以下、「美濃窯業グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 美濃窯業グループの取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の経営理念及び「企業倫理規程」、「行動規範」の下に、各法令、定款、取締役会規程並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。
- ロ 当社の経営理念、「企業倫理規程」、「行動規範」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、美濃窯業グループの取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。
- ハ 内部監査室による内部監査を実施して、美濃窯業グループの業務全般にわたる内部統制及び業務執行の妥当性・法令遵守性を確保する。
- ニ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が企業倫理や行動規範に違反する行為やその疑いがある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるように「内部通報規程」を定め、内部通報窓口として総務人事務部を、外部通報窓口として常勤監査等委員及び外部弁護士を設置し、通報者に対し不利益な扱いが行われないようにし、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ホ 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応をし、不当な要求や、組織暴力、犯罪行為に対しては警察等の外部専門機関や顧問弁護士等と緊密に連携を取り、組織的に対処するとともに、取引関係その他一切の関係をもたない体制を整備・維持する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議規程」に基づいて決定した文書（電磁的記録を含む）など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ロ これらの文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、情報の取扱い・保管・管理に関して適切な運用を図るとともに、各取締役の要求があるときには、これを閲覧に供する。

#### ③ 美濃窯業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役をリスク管理の統括責任者として、リスクのカテゴリ毎に責任部門を定め、美濃窯業グループにおいて発生したリスクを統括的に管理する。必要に応じて顧問弁護士その他社外の専門機関によるアドバイザーチームを組織するなど、迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するとともに、これを最小限に留める体制を整える。また、平時においても各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

**④ 美濃窯業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ 取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等に基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行い、常に効率的に職務を執行する。
- ロ 職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。
- ハ 取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定が迅速かつ効果的に行われるよう情報を共有する。

**⑤ 美濃窯業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- イ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行し、相互の利益を増進するため指導・助成を行う。また、グループ経営の一体性を確保するために各種規程等を当社と整合性をもったものとするよう指導する。
- ロ 内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施することで、美濃窯業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努める。

**⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく監査等委員会の下に使用人を配置することとし、その人事及び人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。
- ロ 当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに、監査等委員が指示した職務の遂行に支障を来さないよう特段の配慮をする。

**⑦ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ 美濃窯業グループの取締役は、取締役会及び経営会議においてその担当する業務の執行状況やその他報告すべきと認められる事項について報告を行う。
- ロ 美濃窯業グループの使用人は、業務又は業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ハ 前項にかかわらず、当社の監査等委員会が選定した監査等委員はいつでも必要に応じて、美濃窯業グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ニ 当社は、監査等委員会へ報告を行った美濃窯業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

**⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- イ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の請求に応じて職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、費用の前払又は清算手続きが滞りなく処理されるよう努める。

### ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査等委員会は、法令に定める権限を行使して会計監査人、内部監査室と連携して、取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

ロ 監査等委員会は、取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、相互認識を深めるとともに、その他の取締役及び使用人とも面談を実施する。

### ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、美濃窯業グループの財務報告の信頼性を確保するために、企業会計審議会による「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に従って社内の関係規程等を定め、内部統制システムの整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した美濃窯業グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を基に、すべての役職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、その内容に沿った適正な業務執行を行っておりますが、併せて「内部通報規程」を活用して、より一層、未然に法令違反の防止を図れるよう取り組んでおります。また、内部監査室が、「内部監査規程」に従って美濃窯業グループの監査を実施し、結果を代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。また、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行っております。

### ② リスク管理体制の強化

「リスク管理規程」等リスクに関する規程に基づき、的確な管理運営を行っております。また、美濃窯業グループに係るリスクに対して、重要な案件については、取締役会に諮り協議し、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関連部門へ指示を行っております。

### ③ 企業グループにおける業務の適正の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当連結会計年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。システムの運用上見出された軽微な問題点等については、その内容に応じて、改善報告を行い、再発防止への取組みを講じることで、適正性の確保に努めております。



#### ④ 監査等委員会の監査体制

- イ 監査等委員会は、実査毎に監査報告を作成し代表取締役社長に送付し見解を聴取するとともに、監査指摘事項に対する回答を担当部門より書面で受領しております。なお、監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名で構成されております。
- ロ 各監査等委員は取締役会のほか、経営会議などに出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに取締役、執行役員と意見交換できる体制となっております。また、代表取締役社長とは四半期決算毎に社外取締役も交えて率直な意見の交換を行っています。常勤監査等委員はその他の業務執行に関する重要な会議にも出席し、必要に応じて意見交換できる体制となっております。監査等委員会は常勤監査等委員を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び美濃窯業グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を受けております。
- ハ 監査等委員会は、会社計算規則に基づく会計監査人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の財務報告などを通じて会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査等委員会は常勤監査等委員を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、代表取締役社長との定期的な面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。
- ニ 監査等委員会は、監査等委員の職務を補助する使用人を置いておらず、内部監査室と協力して監査を進めております。
- ホ 監査等委員の職務に要する費用は、監査等委員の請求に従い速やかに処理されております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2023年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号②ロ）として、以下の当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議しております。

#### ① 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様にご適切にご判断していただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そして、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報に留まらず、大規模買付者の提案内容等を当



社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様を提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益にどのような影響を及ぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、前述のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の総体的意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本プランに定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

そのため、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かにかかる当社の株主の皆様による意思表示の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることにかかる議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会としましては、当該大規模買付行為等が、本プランに沿って開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを阻止するための行為を行いません。

## ② 取組みの具体的な内容の概要

イ 基本方針の実現に資する特別な取組み

a 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

当社は、2022年5月13日公表の中期経営計画策定に当たって、「ありたい姿」、「キー戦略」及び「基盤」を定めました。創業からこれまでの100余年は社会、経済の環境変化に応じて徐々に企業の形や取り扱う製品、組織構造等を変化させることで着実に利益を出す体制を構築してまいりましたが、現在は「VUCA（Volatility/変動性、Uncertainty /不確実性、Complexity/複雑性、Ambiguity/曖昧性）」と呼ばれる激動の時代の真っ只中において、当社グループも時代に適合あるいは先取りして経営、事業、オペレーション、技術開発等を「変革」することでより強靱で特徴のあるセラミックス・耐火物メーカーとして生き残る必要があると考えております。

ありたい姿として「高品質かつ地球環境に配慮した製品やサービスの開発に注力しデジタルを軸に経営を変革することで、特徴のあるセラミックス企業としての存在感を高め、持続的に成長可能な企業体質をつくり上げる」と定めました。加えて、需要拡大傾向にある海外関連売上高の拡大を目指すことで、当社グループを発展させてまいります。詳細につきましては、当社のホームページに掲載の「中期経営計画”MINO トラ

ンスフォーメーション・プラン 2025”策定のお知らせ」（2022年5月13日付）をご参照ください。

b コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、役員及び従業員の行動の原則を示す「行動規範」において、法令の遵守、顧客満足の向上、適正な会計と報告、環境の保全、人格の尊重、情報の管理、地域社会との共生、反社会的勢力への対処を掲げ、この規範を実践することが当社の企業価値を向上させ、社会への貢献につながるものと認識しております。経営者はこの規範の実行が自らの役割であることを自覚し、経営の公正性と透明性の向上及び適確で迅速な意思決定と効率的な業務執行ができるよう努めるものであります。

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。この体制により、取締役会による適確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、適正なコーポレート・ガバナンスを確保できる企業統治体制をとっております。

ロ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記の会社の支配に関する基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、当社は、当社株式の大規模買付行為等に関するルールとして本プランを設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行うための期間を確保することといたします。そして、大規模買付行為等を受け入れるか、もしくは大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の総体的な意思を確認するため、株主意思確認総会を開催することとします。

**③ 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由**

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ 買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008

年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

ロ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記②ロ「会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。したがって、対抗措置の発動の適否の判断に際して、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

ニ 独立性の高い社外第三者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非の判断、その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続さも確保されております。

ホ デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

#### ④ 本プランの廃止の手続及び有効期間

本プランの有効期間は、2023年6月29日開催の第161回定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

加えて、本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締

役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）について」（2023年5月15日付）をご参照ください。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保したうえで、2025年度3月期に配当性向30%程度を目指しております。今後も中長期的な視点に立ち、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき18円（普通配当16円、東京証券取引所スタンダード市場への上場記念配当2円）とさせていただきます。すでに、2023年12月6日に実施済みの中間配当金1株当たり10円と合わせまして、年間配当金は1株当たり28円となります。

---

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>	<b>12,394,889</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,244,424</b>
現金及び預金	3,905,143	支払手形及び買掛金	1,148,734
受取手形	225,733	電子記録債務	1,116,871
電子記録債権	1,504,101	短期借入金	1,180,000
売掛金	3,689,478	1年内償還予定の社債	60,000
有価証券	200,280	未払法人税等	260,376
棚卸資産	2,787,516	未払消費税等	103,827
未収法人税等	9,915	契約負債	214,828
未収消費税等	1,656	賞与引当金	407,136
その他	73,222	製品保証引当金	59,096
貸倒引当金	△2,157	その他	693,553
<b>固定資産</b>	<b>7,989,945</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,547,994</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,458,794</b>	社債	290,000
建物及び構築物	2,449,048	株式給付引当金	30,974
機械装置及び運搬具	840,530	役員株式給付引当金	43,137
土地	2,082,861	役員退職慰労引当金	56,154
建設仮勘定	24,638	退職給付に係る負債	626,181
その他	61,715	資産除去債務	46,891
<b>無形固定資産</b>	<b>49,180</b>	その他	454,655
のれん	13,719	<b>負債合計</b>	<b>6,792,418</b>
その他	35,461	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,481,969</b>	<b>株主資本</b>	<b>12,918,248</b>
投資有価証券	1,959,840	資本金	877,000
繰延税金資産	126,329	資本剰余金	1,047,029
その他	395,801	利益剰余金	11,498,566
貸倒引当金	△2	自己株式	△504,347
<b>資産合計</b>	<b>20,384,834</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>674,167</b>
		その他有価証券評価差額金	670,826
		繰延ヘッジ損益	3,341
		<b>純資産合計</b>	<b>13,592,416</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>20,384,834</b>

# 連結損益計算書(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額	
売 上		14,159,759
売 上 原 価		10,476,808
売 上 総 利 益		3,682,951
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,330,704
営 業 外 収 益		1,352,247
受 取 利 息	2,858	
受 取 配 当 金	59,720	
補 助 金 収 入	47,477	
受 取 保 険 金	22,774	
そ の 他	12,764	145,596
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,373	
固 定 資 産 除 却 損	11,649	
社 債 発 行 費	3,467	
災 害 に よ る 損 失	5,030	
そ の 他	2,818	28,338
経 常 利 益		1,469,505
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	61,524	61,524
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,443	1,443
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,529,586
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	472,983	
法 人 税 等 調 整 額	1,944	474,927
当 期 純 利 益		1,054,659
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,054,659

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>	<b>10,072,446</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,368,489</b>
現金及び預金	2,906,181	電子記録債権	830,245
受取手形	186,420	買掛金	902,546
電子記録債権	1,377,709	短期借入金	1,180,000
売掛金	3,094,483	1年内償還予定の社債	60,000
有価証券	100,140	未払払費	106,112
製品	1,140,082	未払法人税等	187,862
仕掛品	164,242	未払消費税等	83,795
未成工事支出金	303,747	前受金	20,169
原材料及び貯蔵品	735,573	契約受負	126,236
前払費用	27,081	預り金	31,178
その他	39,023	賞与引当金	351,000
貸倒引当金	△2,240	製品保証引当金	40,670
<b>固定資産</b>	<b>8,072,086</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,603,406</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,342,365</b>	社債	290,000
建物	2,273,674	関係会社長期借入金	200,000
構築物	138,444	株式給付引当金	25,496
焼成窯	225,159	役員株式給付引当金	34,630
機械及び装置	606,211	退職給付引当金	576,278
車両運搬具	8,723	資産除却負債	38,703
工具、器具及び備品	58,147	その他	438,298
土地	2,007,366	<b>負債合計</b>	<b>5,971,896</b>
建設仮勘定	24,638	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>12,718</b>	<b>株主資本</b>	<b>11,545,865</b>
ソフトウェア	5,839	資本金	877,000
その他	6,879	資本剰余金	1,164,058
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,717,002</b>	その他資本剰余金	774,663
投資有価証券	1,738,999	利益剰余金	389,394
関係会社株式	496,924	利益準備金	10,007,235
出資金	65	その他利益剰余金	219,250
関係会社長期貸付金	170,000	特別積立金	9,787,985
長期前払費用	25,026	退職給与積立金	1,750,000
繰延税金資産	73,104	配当準備積立金	120,000
その他	212,882	研究開発積立金	50,000
<b>資産合計</b>	<b>18,144,532</b>	固定資産圧縮積立金	50,000
		繰越利益剰余金	70,004
		<b>自己株式</b>	7,747,981
		評価・換算差額等	△502,428
		その他有価証券評価差額金	626,771
		繰延ヘッジ損益	623,430
		<b>純資産合計</b>	3,341
		<b>負債純資産合計</b>	<b>12,172,636</b>
			<b>18,144,532</b>



# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目		金 額	
売 上			11,483,322
売 上 原 価			8,547,573
売 上 総 利 益			2,935,748
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,775,927
営 業 外 収 益			1,159,821
受 取 利 息		838	
有 価 証 券 利 息		1,024	
受 取 配 当 金		78,979	
補 助 金 収 入		46,744	
受 取 保 険 金		15,169	
そ の 他		9,152	
営 業 外 費 用			151,909
支 払 利 息		5,220	
社 債 利 息		1,053	
固 定 資 産 除 却 損		11,419	
社 債 発 行 費		3,467	
災 害 に よ る 損 失		5,030	
そ の 他		1,835	
			28,025
経 常 利 益			1,283,704
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益		61,524	61,524
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評 価 損		1,443	1,443
税 引 前 当 期 純 利 益			1,343,786
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		402,633	
法 人 税 等 調 整 額		△3,205	399,428
当 期 純 利 益			944,358



# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

美濃窯業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 浅川 昭 久  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 橋本健太郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美濃窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

美濃窯業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 浅川 昭久  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 橋本健太郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第162期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との意見交換の機会を設けたほか、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員は会社法第399条の3第1項及び第2項の調査等をする監査等委員に選定され、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当該常勤の監査等委員が子会社の監査役を兼任していることから、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨の、会計監査人からは「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2024年5月15日

美濃窯業株式会社監査等委員会

常勤監査等委員	山田 俊彦 ㊟
監査等委員	澁谷 英司 ㊟
監査等委員	小林 宏明 ㊟

(注) 監査等委員澁谷英司及び小林宏明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月（議決権の基準日 毎年3月31日）

剰余金の配当の基準日 期末配当 毎年3月31日  
中間配当 毎年9月30日

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒460-8685  
名古屋市中区栄三丁目15番33号  
三井住友信託銀行株式会社  
証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社  
証券代行部

（電話照会先） 0120-782-031（フリーダイヤル）  
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

### 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

公告の方法 電子公告（当社ホームページに掲載）

ホームページアドレス  
<https://www.mino-ceramic.co.jp/>

※ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。

### ホームページのご案内

ホームページに会社情報や事業紹介、IR情報、及び最新情報を掲載しております。是非ご覧ください。

<https://www.mino-ceramic.co.jp/>

美濃窯業

検索

## トピックス

### 中期経営計画“MINO トランスフォーメーション・プラン 2025”の進捗について

2022年5月13日に公表した中期経営計画“MINO トランスフォーメーション・プラン 2025”について、2023年3月期及び2024年3月期の実績は下記のとおりです。また、2025年3月期における数値目標を下記のとおり計画いたしました。

#### 中期数値計画

項目	23年3月期	24年3月期		25年3月期
	実績	計画	実績	計画
売上高	146億円	150億円	141億円	155億円
営業利益	13.9億円	13億円	13.5億円	15億円
ROS	10.5%	8.7%	10.4%	10.3%
海外関連売上高	11億円	14億円	11億円	13億円
配当性向	23.9%	28%程度	27.2%	30%程度
投資	6.9億円	8億円	5.2億円	10.2億円



# トピックス

## 東証スタンダード市場上場

当社は、2024年3月18日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様のご支援・ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。また、1949年の名古屋証券取引所市場第二部（現メイン市場）への上場以来、長きにわたり皆様の変わらぬ支持を受けてまいりましたことも、深く感謝申し上げます。

当社は、1918年の創業以来、耐火れんが製造会社として設立し、セメント、石灰、環境、ガラス、鉄鋼、非鉄金属等の我が国の重化学工業の発展や陶磁器製造を通じて、国民生活の質の向上に貢献してまいりました。

今後は、耐火物で培ってきた技術、生産力、人材などの資源を糧にして、耐火物分野で独自性をより一層高めるとともに、「セラミックス・耐火物事業」へのモデルチェンジを推し進め、「プラント事業」のさらなる拡大並びに「建材及び舗装用材事業」等の非耐火物分野の育成強化によりグループ全体をバランスのとれた集団とすべく発展を図ってまいります。

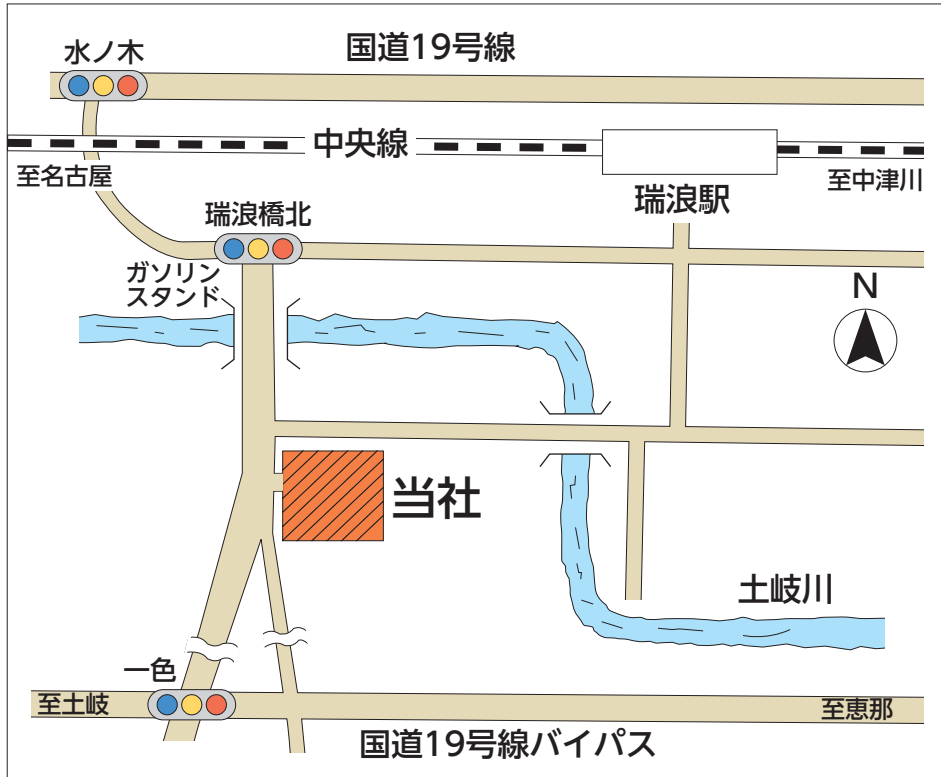
そして、世界市場で通用する強力な特徴、個性を備えたセラミックス企業集団を目指し、技術・品質・サービス・コストなど全ての面において改革を実行し、企業体質の強化と継続的な企業価値の向上に努め、企業集団全体として幅広く社会に貢献してまいります。

これからも皆様方のご期待にお応えすべく、業容の拡大と企業価値の向上を目指す所存でございますので、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



# 株主総会会場ご案内略図

- 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
- JR中央線瑞浪駅下車徒歩約7分



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

